

船員保険丸

船内に掲示してください



令和8年8月から 高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度 とは・・・

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が 新設されました

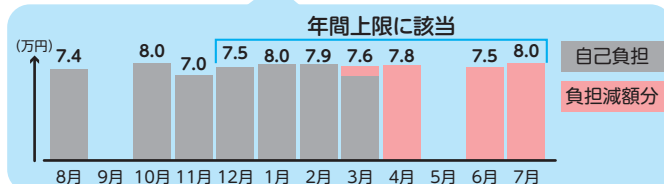
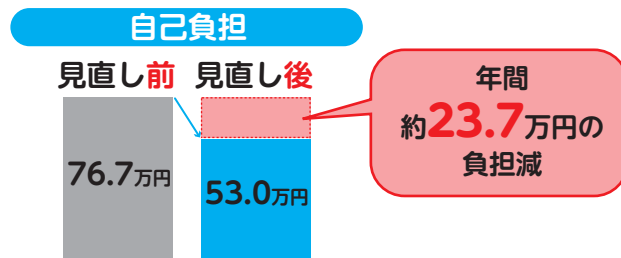
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間
の上限額に達した後は、それ以上の医療費に
ついては、**還付を受けることができます。**

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は 医療費負担が軽くなる場合があります

- これまで「**多数回該当**」に該当しなかった方
- 見直しにより「**多数回該当**」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分ウの場合)



ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

● 多数回該当

直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

● 外来特例(70歳以上で現役並み所得者以外の方)

外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

高額療養費制度の上限額(令和8年8月から令和9年7月まで)

高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。
下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。

70歳未満の方

被保険者の所得区分			自己負担限度額(多数回該当※1)	年間上限額
ア	標準報酬月額	83万円以上	270,300円+(総医療費-901,000円)×1%〈140,100円〉	168万円
イ		53～79万円	179,100円+(総医療費-597,000円)×1%〈93,000円〉	111万円
ウ		28～50万円	85,800円+(総医療費-286,000円)×1%〈44,400円〉	53万円
エ		26万円以下	61,500円〈44,400円〉	53万円※2
オ		低所得者※3	36,900円〈24,600円〉	29万円

- ※1 療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヵ月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。
 ※2 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いします。
 ※3 被保険者が市町村民税の非課税者で、かつ、区分アまたはイに該当しない方。

70歳以上75歳未満の方

被保険者の所得区分			自己負担限度額〈多数回該当〉			
			個人ごと(通院)		世帯ごと(入院を含む)	
			月額上限額	年間上限額	月額上限額	年間上限額
現役並み所得者	標準報酬月額	83万円以上	—	—	270,300円+(総医療費-901,000円)×1%〈140,100円〉	168万円
		53～79万円	—	—	179,100円+(総医療費-597,000円)×1%〈93,000円〉	111万円
		28～50万円	—	—	85,800円+(総医療費-286,000円)×1%〈44,400円〉	53万円
一般(標準報酬 月額26万円以下)			22,000円	216,000円	61,500円〈44,400円〉	53万円※4
低所得者Ⅱ※5			11,000円	96,000円	25,700円〈24,600円〉	29万円
低所得者Ⅰ※6			8,000円	—	15,700円	18万円

- ※4 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いします。
 ※5 被保険者が市町村民税の非課税者で、かつ現役並み所得者に該当しない方。
 ※6 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方。

高額療養費制度の見直しに係る Q&A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどれくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の所得区分はどのように確認できますか？

A. どの所得区分に該当するかは、マイナポータル、限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、限度額適用認定証等をご利用いただくか、船員保険部に申請を行う必要があります。なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、船員保険部へ申請後に還付を受けることができます。

高額療養費
については
こちらから



船員保険部
ホームページ



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060
受付時間 8:30～17:15(土日祝日除く)

船員保険
メルマガ
「うみがゆーる」
会員募集中!

